

報告第 19 号

令和 4 年度京丹後市公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を調製し、議会に報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別紙)

総括表⑤ 資金不足比率の状況(令和4年度決算)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名
262129	京都府	京丹後市

公営企業会計名称	資金不足比率	(単位:%, 千円)	
		資金不足額	事業の規模
水道事業会計	－	△ 1,134,689	1,087,448
下水道事業会計	－	△ 332,896	517,844
病院事業会計	－	△ 31,646	5,946,275
市民太陽光発電所事業特別会計	－	△ 8,347	41,772
工業用地造成事業特別会計	－	△ 25,626	25,626
宅地造成事業特別会計	－	△ 45,388	45,388

(単位:%)
経営健全化基準
20.0

【参考】

資金不足額（令和4年度）

○法適用企業

(単位:千円、%)

会計名称	負債の部						算入地方債	資産の部					小計	解消可能資金不足額⑤	資金不足額	事業規模	資金不足比率
	①=a-b-c-d-e	流動負債a	控除企業債等b	控除未払金等c	控除額d	PFI建設事業費等 e	②	③=d-e-f	流動資産g	控除財源h	控除額i		④=①+②-③		⑥=④-⑤	⑦	⑥/⑦
水道事業	120,482	798,312	677,830	0	0	0	0	1,255,171	1,318,371	63,200	0		△ 1,134,689	0	△ 1,134,689	1,087,448	－
下水道事業	272,200	1,920,654	1,648,454	0	0	0	0	605,096	762,249	157,153	0		△ 332,896	0	△ 332,896	517,844	－
病院事業	1,441,905	1,960,533	518,628	0	0	0	157,472	1,631,023	1,631,023	0	0		△ 31,646	0	△ 31,646	5,946,275	－

※ 流動負債及び流動資産は、貸借対照表(決算書)の数値

※ 事業規模は、損益計算書(決算書)における営業収益(医業収益、訪問看護事業収益及び通所リハビリテーション事業収益)から受託工事費を差し引いた数値

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。(黒字の場合は、マイナス表記)

※ 解消可能資金不足額により黒字となる場合は、資金不足額は「0」とする。

○法非適用企業

(単位:千円、%)

会計名称		歳出の部	算入地方債	歳入の部				土地収入見込額	地方債現在高	長期借入金	小計	解消可能資金不足額	資金不足額	事業規模	資金不足比率
		①	②	③=a-(b-c)	歳入a	繰越事業費b	左記の特財c	④	⑤	⑥	⑦=①+②-③	⑧	⑨=⑦-⑧	⑩	⑨/⑩
	市民太陽光発電所事業特別会計	50,525	0	58,872	58,872	0	0				△ 8,347	0	△ 8,347	41,772	－
宅造	工業用地造成事業	7,569	0	15,852	15,852	0	0	17,343	0	0	△ 25,626	0	△ 25,626	25,626	－
	宅地造成事業	30	0	44,777	44,777	0	0	641	0	0	△ 45,388	0	△ 45,388	45,388	－

※ 土地収入見込額は、売出を開始している土地の時価評価額から販売経費を除いた額で、帳簿価額と比較して小さい額。

ただし、時価評価額から販売経費を除いた額が赤字となる場合は、「0」とする。また、未売出である場合は、④土地収入見込額は「0」とする。

※ 宅造会計の小計欄の数値は、⑦＝①+②-③+(⑤地方債現在高+⑥長期借入金－④土地収入見込額)による数値。(プラスとなる場合は、「0」とする。)

ただし、①+②-③-④が赤字(プラス)となる場合の⑦小計欄の数値には、上記にかかわらず⑤地方債残高及び⑥長期借入金は算入しない。

※ 事業規模(宅造以外)は、損益計算書における営業収益から受託工事費を差し引いた数値。(決算統計26表1行2列－26表1行5列)

※ 事業規模(宅造)は、地方債現在高と他会計借入金の合計額。但し、実質黒字額と土地収入見込額の合計額を下回る場合は、実質黒字額と土地収入見込額の合計額とする。

※ 資金不足額がある場合は、正の数値での表記。(黒字の場合は、マイナス表記)